

# 第 1 部

## 総 説



# 第1章 平成28事務年度（平成28.7.1～平成29.6.30）の主要事項

## 1 「税務行政の将来像」の公表

### (1) 概要

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、国税庁が今後とも納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくためには、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要であるとの問題意識の下、「税務行政の将来像」を取りまとめ、平成29年6月23日に公表した。

将来像では、ICTやマイナンバーなどの積極的な活用を通じて、「納税者の利便性の向上」と、「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とした、税務行政のスマート化を目指すこととしている。

なお、この将来像は、情報システムの高度化と外部機関の協力を前提としたもので、おおむね10年後のイメージを示したものである。

### (2) 納税者の利便性の向上

第1の柱である「納税者の利便性の向上」については、カスタマイズ型の情報の発信、税務相談の自動化、申告・納付のデジタル化の推進に取り組むことで、申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に出向くことなく、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築を目指すこととしている。

### (3) 課税・徴収の効率化・高度化

第2の柱である「課税・徴収の効率化・高度化」については、申告内容の自動チェック、軽微な誤りのオフサイト処理、調査・徴収でのAI活用に取り組むこ

とにより、課税・徴収の効率化・高度化を進め、創出したマンパワーも活用しつつ、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題に的確に取り組み、適正・公平な課税・徴収の実現を図っていくこととしている。

## 2 国際課税への取組

### (1) 「国際戦略トータルプラン」の公表

国際課税への取組の現状と今後の方向について、「国際戦略トータルプラン」を平成28年10月に公表した。

この「国際戦略トータルプラン」は、いわゆる「パナマ文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、富裕層や企業による海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に対して国民の関心が大きく高まっていることから、国税庁としては、このような国内外の動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税・徴収を実現していくことが国民からの信頼の確保につながるものと考え、情報収集・活用の強化、専門体制の整備・拡充及び外国当局との協調など国税庁における国際課税への取組の現状と今後の方向について取りまとめて公表したものである。

### (2) 情報交換の効果的・効率的な実施に向けた取組

イ 共通報告基準（CRS）による金融口座情報の自動的交換への対応

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDは、平成26年に、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS：Common Reporting

Standard)」を策定・公表し、G20がこれを承認した。この基準によれば、各国の税務当局は、①自国の金融機関から非居住者が保有する金融口座の残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、②租税条約等に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとされている。

我が国もこの基準に対応するため、平成27年度税制改正により、国内に所在する金融機関から非居住者の金融口座に関する情報を報告させる制度を導入した。同制度は平成29年1月1日から施行されており、平成30年4月30日までに国内に所在する金融機関から初回の報告を受け、同年9月30日までに初回の情報交換がなされる予定であることから、国税庁は、この自動的情報交換の円滑な実施に向け、OECDにおける作業を含む各国の税務当局との連携、システム開発、制度の広報・周知等に取り組んだ。

#### ロ 国別報告事項の自動的情報交換への対応

OECDによるBEPSプロジェクトの最終報告書（平成27年10月公表）では、各国は一定の多国籍企業グループに対し、その最終親会社の居住地国の税務当局に国ごとの収入金額、利益の額、税額等を記載した「国別報告書」を提供することを義務付け、また、その税務当局は、その国別報告書を租税条約等に基づく自動的情報交換により、多国籍企業グループの子会社等の居住地国の税務当局に提供する旨の勧告がなされた。

我が国では、上記の勧告に対応して、

平成28年度税制改正により、日本に最終親会社を有する多国籍企業グループ（直前の最終親会計年度の総収入金額が1,000億円以上のものに限る。）に対し、最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内に国別報告事項の提供を義務付ける制度が導入され、平成28年4月1日から施行されている。また、税務当局間の情報交換は最終親会社の会計年度終了の日の翌日から15か月以内（初年度は18か月以内）に実施することが求められていることから、国税庁は、この自動的情報交換の円滑な実施に向け、各国の税務当局との連携、システム開発、また、制度の広報・周知に取り組んだ。

#### (3) 「移転価格ガイドブック」の公表等

BEPSプロジェクトの進展や、移転価格文書化制度の整備などの移転価格を取り巻く環境変化の下、移転価格税制に関する納税者の自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、事務運営（取組方針、具体的な施策）の見直しを行った。さらに、納税者の予測可能性や行政の透明性を高めるため、平成29年6月には、移転価格に関する国税庁の取組方針や、納税者の自主的な対応等に有用となる情報を取りまとめた「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」を公表した。

### 3 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応

#### (1) 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、平

成27年10月からマイナンバー及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野での利用が開始された。国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに、法人番号の付番機関となっている。

(2) マイナンバー制度に係る周知・広報への対応

平成29年1月以降の所得税等の申告書や法定調書等への番号記載の本格化に先立ち、申告書等への番号記載や本人確認書類の提示等につき、あらゆる機会を通じた周知・広報に重点的に取り組んだ。

こうした取組の結果、平成28年分の確定申告期においては、申告書等への番号記載や本人確認書類の提示等に対する納税者の理解が得られたことなどにより、特段、大きな混乱は生じなかった。

(3) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての取組

国税庁では、マイナンバー制度の導入を契機として、納税者利便の向上や行政事務の効率化の観点から、マイナンバー及び法人番号の利活用施策の実現に向けて取り組んだ。具体的な納税者利便の向上策としては、住宅ローン控除等の申告手続において平成28年分の申告から住民票の写しの添付が不要となったほか、平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出する必要がある給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の地方税ポータルシステム（eLTAX）での一括作成・提出が可能となった。

(4) 法人番号付番機関としての取組

平成27年10月以降、法人番号の指定、通知及びインターネット上に開設した「国税庁法人番号公表サイト」での法人

等の基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号）の公表を実施しているほか、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう、行政機関や関係民間団体に対する制度説明及び利活用の働きかけを行った。

また、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広がるよう、平成29年4月以降、同サイトの英語版webページを開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表を開始した。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成26年9月に決定された「財務省改善取組計画」に基づき、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、以下の施策に取り組んだ。

(1) e-Taxの利用率向上に係る取組

関係民間団体との連携を図りつつ、

- ① 納税者への個別勧奨、
- ② 税理士に対する代理送信の協力要請、
- ③ マイナンバーカード取得者等に対して、市区町村と連携し、e-Taxの利用についての周知・広報

などを行った。

(2) 納税者の利便性向上に係るシステム改善の取組

平成29年1月に、以下のシステム改善を行った。

- ① 添付書類のイメージデータによる提出

e-Taxで申告等を行う際に別途書面による提出が必要であった住宅借入金等の残高証明書などの添付書類のイメージデータによる提出を可能とした。

## ② マイナポータルとe-Taxの認証連携

マイナポータルにログインすれば、e-Tax用のID・パスワードを入力することなく、e-Taxのメッセージボックスの閲覧や源泉所得税に関する手続などの一部の手続を利用可能とした。

## 5 酒類の公正な取引環境の整備

酒類について過度な価格競争の防止等を目的とする「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第57号）」が平成28年5月に成立したことを受けて、平成29年3月31日に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定した。

併せて、酒類における公正な取引環境の整備を図るため、平成18年8月31日に制定した「酒類に関する公正な取引のための指針」を改正した。

## 6 日EU・EPA交渉に向けた取組

平成25年4月より開始した日EU・EPA交渉においては、酒類業所管庁として、日本産酒類の輸出環境整備や国内産業保護の観点等を踏まえつつ、交渉に参加してきた。

同交渉は、平成29年7月6日に大枠合意し、酒類に係る交渉結果として、EU側は、①ワイン及び清酒関税の即時撤廃、②「日本ワイン」（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の輸入規制の撤廃（EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出することが可能になる）及び③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和（EUでは、700mlや1,750ml等の決められた容量以外で

は流通・販売できなかったが、今後四合瓶や一升瓶での輸出が可能になる）をすることとしている。

他方、日本側はワイン関税について即時撤廃することとしている。

また、日EU双方が、GI「日本酒」等の酒類の地理的表示（GI:Geographical Indication）の相互保護を行うための手続を開始することとしている。

今後は、日本産酒類の競争力強化のため、情報発信や輸出環境整備、技術支援等のための措置を一層講じていくこととしている。

## 7 国税のクレジットカード納付の実施

納税者利便性向上のため、更なる納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカード納付を平成29年1月に導入した。

具体的には、インターネット上の「国税クレジットお支払サイト」において、納付に必要な情報を入力することにより、国税の納付が行えることとなった。

これにより、インターネットを利用できるパソコン、スマートフォン及びタブレット端末があれば、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅等から曜日や時間を問わず国税の納付が可能となった。

## 第2章 租税収入状況

### 第1節 経済概況

我が国の平成28年度の経済動向については「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成29年1月20日閣議決定）」において、「アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、『未来への投資を実現する経済対策』（以下『経済対策』という。）を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。」とされている。

なお、平成28年度における主要経済指標は以下のとおりである。

#### 1 国内総生産

平成28年度の実質国内総生産は、実額で524.4兆円（平成27年度518.3兆円）、成長率は1.2%増（平成27年度1.4%増）となった。

名目国内総生産は、実額で539.3兆円（平成27年度533.9兆円）、成長率は1.0%増（平成27年度3.0%増）となった。

#### 2 個人消費

平成28年度の実質民間最終消費支出は、実額で297.1兆円（平成27年度296.3兆円）、前年度比0.3%増（平成27年度同0.8%増）となった。

#### 3 住宅投資

平成28年度の新築住宅着工件数は97.4万戸（平成27年度92.1万戸）で前年度比5.8%増（平成27年度同4.6%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で16.1兆円（平成27年度15.2兆円）、前年度比6.2%増（平成27年度同3.7%増）となった。

#### 4 設備投資及び鉱工業生産

平成28年度の実質民間企業設備投資は、実額で82.6兆円（平成27年度81.6兆円）、前年度比1.2%増（平成27年度同2.3%増）となった。

鉱工業生産指数（平成22年=100）は98.6（平成27年度97.5）となり、前年度比1.1%増（平成27年度同0.9%減）となった。

#### 5 国際収支

平成28年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で71.5兆円（平成27年度74.1兆円）、前年度比3.5%減（平成27年度同0.7%減）となり、輸入は実額で67.5兆円（平成27年度75.2兆円）、前年度比10.2%減（平成27年度同10.2%減）となった。

この結果、平成28年度の貿易収支（国際収支ベース）は5.8兆円の黒字（平成27年度0.3兆円の黒字）、経常収支は20.2兆円の黒字（平成27年度17.9兆円の黒字）となった。

#### 6 労働力需要

平成28年度の有効求人倍率は1.39倍（平成27年度1.23倍）と0.16ポイント上昇し、完全失業率は3.0%（平成27年度3.3%）と0.3ポイント低下した。

#### 7 物価動向

平成28年度の国内企業物価指数（平成27年=100）は96.8（平成27年度99.1）となり、前年度比2.3%減（平成27年度同3.2%減）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（平成27年＝100）は99.7（平成27年度100.0）となり、前年度比0.2%減（平成27年度同横ばい）となった。

## 第2節 租税収入状況

### 1 平成28年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成28年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、55兆4,686億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）55兆8,600億円に対して3,914億円（0.7%）の減収となり、前年度の決算額56兆2,854億円に対して8,168億円（1.5%）の減収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.7%と前年度の31.6%を上回り、法人税の一般会計分税収に占める割合は18.6%と前年度の19.2%を下回った。

### 2 主要税目別収入状況（平成28年度一般会計分）

#### (1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、14兆4,860億円であり、予算額に対して1,700億円（1.2%）の減収、前年度決算額に対して2,872億円（1.9%）の減収となった。

#### (2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆1,251億円であり、予算額に対して711億円（2.3%）の増収、前年度決算額に対して911億円（3.0%）の増収となった。

#### (3) 法人税

法人税の決算額は10兆3,289億円であり、予算額に対して8,071億円（7.2%）の減収、前年度決算額に対して4,985億円

（4.6%）の減収となった。

#### (4) 相続税

相続税の決算額は、2兆1,314億円であり、予算額に対して214億円（1.0%）の増収、前年度決算額に対して1,630億円（8.3%）の増収となった。

#### (5) 消費税

消費税の決算額は、17兆2,282億円であり、予算額に対して4,272億円（2.5%）の増収、前年度決算額に対して1,981億円（1.1%）の減収となった。

#### (6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,195億円であり、予算額に対して395億円（2.9%）の減収、前年度決算額に対して185億円（1.4%）の減収となった。

#### (7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆4,342億円であり、予算額に対して482億円（2.0%）の増収、前年度決算額に対して303億円（1.2%）の減収となった。

### 3 平成28年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は55.7%と前年度の56.0%を下回った。